

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日の翌日  
が休息日  
に当たるときは、  
当日の翌日の  
翌日とする)

## 目 次

◇ 公 告 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始 (公園都市政策課)

## 公 告

公募型プロポーザル方式により建設コンサルタントを選定するので、次のとおり公告する。

平成8年7月16日

鳥取県知事 西 尾 四 次

### 1 業務の内容

#### (1) 業務名

中部定住文化センター (仮称) 及び梨博物館 (仮称) 設計業務

### (2) 業務内容

設計業務のうち基本設計・実施設計 (建築設備及び外構を含む。なお梨博物館に係る展示施設は除く。)

### (3) 履行期間

契約日の翌日から11か月間 (予定)

### 2 参加資格、選定基準及び評価基準

#### (1) 参加表明書の提出者に要求される資格

参加表明書の提出の対象となる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。なお、共同企業体を租む場合にあつては、すべての構成員がア、イ及びオの条件を満たし、かつ均等割の10分の6以上の出資比率を有することとともに、エの条件を満たす者を構成員に含むこととする。

ア 知事が定める平成8年度建設コンサルタント業務の指名競争入札参加資格のうち、建築に係るものを有すること。  
なお、当該資格を有しない者については、別に定める書類を提出できる者であること。

イ 建築士法 (昭和25年法律第202号) 第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を行っていること。

ウ 当該業務に配置可能な技術部門の要員を有すること。

エ 元請けとして多目的ホール、博物館又はこれらに類似する施設の建築設計実績 (国内外を問わない。) を有すること (設計中のものを含む。)  
ただし、共同企業体の構成員として設計した実績については、構成員の均等割の10分の2以上の出資比率で実施した者に限る。

オ 平成8年7月16日 (火) から同年8月6日 (火) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けておらず、又は同要綱に規定する措置要件に該当しない者であること。

#### (2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

ア 主要業務・類似業務に係る実績

<p>イ 専門分野別技術職員の状況</p> <p>ウ 担当予定技術者の資格、経験及び業務実績</p> <p>エ 協力事務所の状況</p> <p>オ 受賞歴</p> <p>カ 計画理念</p> <p>(3) 技術提案書を特定するための評価基準</p> <p>ア 会社の業務経歴</p> <p>イ 主要業務・類似業務に係る実績及び専門分野別技術職員の状況</p> <p>イ 技術職員の経験及び能力</p> <p>担当予定技術者の資格、経験、業務実績及び手持ち業務の状況</p> <p>ウ 業務実施方針及び手法</p> <p>提案への理解度、実施方針・設計上の配慮事項の妥当性、提案の的確性・獨創性・実現性並びに工程計画及び動員計画の妥当性</p> <p>3 手続き等</p> <p>(1) 担当部局 〒680-70 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 6 階 鳥取県企画部公園都市政策課 電話番号 0857-26-7129</p> <p>(2) 参加表明書説明書の交付期間及び交付場所</p> <p>ア 交付期間 平成 8 年 7 月 16 日 (火) から同年 8 月 6 日 (火) までの日 (ただし、日曜日及び土曜日を除く。) の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで</p> <p>イ 交付場所 3 (1) に同じ</p> <p>(3) 参加表明書の提出方法、提出場所及び提出期間</p> <p>ア 提出方法 本業務に係る技術提案書の提出を希望する者は、参加表明書説明書に基づき参</p>	<p>加表明書を作成し持参すること。</p> <p>イ 提出場所 3 (1) に同じ</p> <p>ウ 提出期間 3 (2) ア に同じ</p> <p>(4) 技術提案書の提出方法、提出場所及び提出期間</p> <p>ア 提出方法 技術提案書の提出要請を受けた者は、技術提案書説明書に基づき技術提案書を作成し持参すること。</p> <p>イ 提出場所 3 (1) に同じ</p> <p>ウ 提出期間 平成 8 年 8 月 23 日 (金) から同年 10 月 4 日 (金) までの日 (ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。) の午前 10 時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで</p> <p>4 契約の締結 3 (3) により参加の表明を行った者の中から、2 (2) により技術提案書を提出できる者を 5 名選定し、3 (4) により提出された技術提案書の中から 2 (3) により最も優れたものを特定し、当該技術提案書を提出した者と契約の交渉を行う。 選定及び特定に係る審査は次に掲げる審査員により、選定にあつては平成 8 年 8 月中旬、特定にあつては平成 8 年 10 月中旬に行う。</p> <p>近江 栄 池原 義郎 渡辺 邦夫 石尾 博久 熊谷 昌彦 田中美恵子</p>
--	--

Tel 0857-26-7129

瀧口 信二  
橋本 博文  
橋府 龍雄

5 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書は、これを作成することを要する。
- (3) 関連情報を入力するための照会窓口は3(1)に同じ。
- (4) 参加表明書提出期限から4により契約の締結を行うまでの間に、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けた者、同要綱に規定する措置要件に該当する者又はそれらを構成員に含む共同企業体とは契約を行わない。
- (5) 技術提案書のヒアリングを行う。
- (6) 詳細は参加表明書説明書による。

6 Summary

- (1) Subject matter of the contract :

Design work for Central District Citizens' Culture Center (tentative name) and Pear Museum (tentative name)

- (2) Period for submitting participation application :

From July 16, 1996 to August 6, 1996 (10:00~12:00, 13:00~16:00)

- (3) Period for submitting technical proposals :

From August 23, 1996 to October 4, 1996 (10:00~12:00, 13:00~16:00)

- (4) Contact point for documentation relating to the proposal :

Tottori Prefectural Government  
Planning Department  
Park like City Policy Division  
Tottori Prefectural Office Building 6F,  
1-220, Higashi-machi, Tottori-shi